

小山市個人向け太陽光発電設備等導入費補助金 申請書類チェックリスト

提出書類に本書を添えて、ご提出ください

- ・補助金内容や注意事項を確認し、提出資料及び記載内容に相違ないため提出いたします。
- ・申請後に市が求める書類、不足書類等が発生した場合には、速やかに対応するほか、補助金要件を満たさなかった場合等において、本補助金が不交付となった場合にも了承いたします。

令和 年 月 日

申請者(自署)

申請書類の確認

※申請者と以下書類における名義が全て同一のものをご用意ください

※代理人により、申請をされる場合、下記書類のほか、「委任状」が必要です。(任意様式)

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 消費電力量等計画書(個人住宅用)(様式第2号)
- 誓約書(様式第3号)
- 補助対象設備の交付申請額の根拠となる書類(見積書等)の写し※1※2
 - 【該当の場合のみ】蓄電池価格(円/kWh)※3 の見積額が 12.5 万円以上となる場合
 - 同一型式の設備について、2者以上の見積書の写し※1※2
- 設置する補助対象設備の仕様が分かるもの(カタログ等)の写し
- 補助対象設備の設置前の現況写真
- 住民票の写し(申請時に市内に住所がある者に限る)※1
- 市税の完納証明書の写し(市民税が課税されていなかった場合は滞納がないことを証明する書類の写し)※1(申請時に市内に住所がある場合に限る)
- 発電量を計測する装置の仕様が分かるもの(カタログ等)の写し

※1 発行日より3ヶ月以内のもの

※2 見積書及び見積内訳書の写しについて

- ・交付申請書提出時点において、有効期限内であるもの
- ・設備、工事の内容がわかるもの(「〇〇工事一式」等の記載は不可)

※3 工事費込み・税抜き

備考欄

※原則、受理した書類の返却は行わないため、ご注意ください。

※裏面「対象設備の要件」をご確認ください。

●対象設備の要件

下記内容について、相違ないことを確認し、チェックをお願いいたします。

【共通】

- エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるもの。
- 各種法令等に遵守した設備であること。
- 商用化され、導入実績があるもので、中古設備でないこと。
- 法定耐用年数を経過するまでの間、本補助金事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 自己所有であること。
- リース契約又は PPA によるものでないこと。
- 申請する対象設備について、国庫補助金が原資となる他の補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける見込みがないこと。
- 「小山市暴力団排除条例」に規定する暴力団または暴力団員ではない。
- 事業着手(相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほう)前であること。
(事前に事前着手届を市に提出している場合を除く)

【太陽光発電設備】

- 自らが居住する、又は居住を予定する住宅に蓄電池と同時に設置し、一体的に使用するものであること。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号)別紙2の2.交付対象事業の内容ア(ア)の交付要件を満たすものであること。
- 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。

【蓄電池】

- 自らが居住する、又は居住を予定する住宅に太陽光発電設備と同時に設置し、一体的に使用するものであること。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号)別紙2の2.交付対象事業の内容ア(イ)の交付要件を満たすもの。